



エコマーク認定印刷物
第08120010号

この印刷物は、環境に配慮
された原材料を使用し、
リサイクルを考慮して製作
されています。



エコアクション21
認証・登録番号0007951

おおもり

法人ニュース

Vol.5 2016.3・4

3・4月号

えんぴつ画「季節のやさい」

「顔」認定特定非常利法人 海苔のふるさと会 理事長 鳴嶋享郎 ②

タックス・インフォメーション ④ 税金ニ講座 ⑤ 「よみもの」 ⑥

税に関する絵はがきコンクール ⑧ 「税についての作文」紹介 ⑨

ダイアリー／ジャスト・ワン・ワード ⑩ ひろば ⑪ 広島西南法人会／日本政策金融公庫から ⑬



(作者・京浜容器株) 内海節子氏)



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 **大森法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

ふきとふきのとう 蓴(キク科フキ属) 英名 Japanese butterbur
 平安時代の書物「本草和名」や「延喜式」にふきの記録が残っており、当時からすでに栽培されていたと考えられます。盛んに栽培が行われるようになったのは江戸時代以降です。ふきのとうとは、ふきの花のつぼみのもので、ふきの根茎から葉が出る前に地面に顔を出します。阿者は同じ植物の「葉および葉柄」と「花蕾」という異なる器官なのです。(文・(株)エヌ・フォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

149

大森の海苔産業の歴史と文化を
後世に伝えていくために

認定特定非営利活動法人海苔のふるさと会 理事長 鳴嶋 享郎

初代理事長の職を担っていた平林義正さんが平成27年12月に亡くなり、その後を受け、理事長を拝命しました。

とがよくわかります。加えて単独の資料館を作りたいというのも、みなさんの願いです。

平成20年に開館し、この種の施設としては異例とも言える入館者数を記録し続けている「大森 海苔のふるさと館」27年には累計で60万人を超えました。海苔漁業者の情熱が生んだとも言える「ふるさと館」を運営する「海苔のふるさと会」の理事長に就任された鳴嶋享郎（なるしま たかお）さん（76歳）にお話をうかがいました。

海苔漁業者の願いが
区を動かした

「大森 海苔のふるさと館」の開館に尽力され、平成20年4月のオープン以来、運営主体である「認定特定非営利活動法人 海苔のふるさと会」

江戸時代から続いた大森の海苔産業は、昭和31年に東京オリンピック開催決定後、高速道路建設のため漁場埋立ての話が持ち上がり、大森漁業協同組合が反対運動を展開しましたが、37年、長き歴史に終止符を打ちました。漁業権の放棄に当たっては、多くの漁民の方が涙を流したそうです。その後、有志の方たちが、海苔の道具を収集保存し、大田区の郷土博物館に展示されるなどして、重要文化財になりました。7年がかりで800ページにのぼる「大森漁業史」も編さんされました。海苔づくりに携わっていた方たちは、自分たちの仕事に誇りと情熱を持たれていたというこ

やがてその願いが区を動き、平成15年に区が進める「大森ふるさと浜辺公園」建設計画の1分科会として海苔資料館作成委員会が組織されました。その際、私も平林さんに声をかけられて参加しました。貴船神社近くで生まれ育った私は、直接海苔づくりに携わったわけではありませんが、子どもの頃の記憶として、海苔干し場の光景などが今も鮮明に残っています。

予想を大きく超えた入館者

開館してからの数年間は苦勞の連続でした。中でも名板製作には非常に気を遣いました。

昭和37年当時の最後の漁業



▲海苔のふるさと館
上は外観と海苔乾し、下は1階伊藤丸

者が約900人いて、名簿が残っていたのですが、ほとんどの方が亡くなって世代が変わっていました。1軒ずつ説明に行くのは困難なので、登録されている名簿のままで名板に記載することにしました。ご家族から何か指摘されるのではないかと心配していましたが、来館して名板を見たみなさんがとても喜んでくれて、ホッとしました。

区が地域の要望を受ける形で建物を作り、運営は海苔のことを良く知っている地元がということで、NPO法人を設立してあたることとなりました。とは言え、こうした地域の一つのテーマを扱う資料

館的な施設は、年間入館者の全国平均が3万人前後と言われているそうです。区も当初は年間1万人くらいと見込んでいて、案内の看板も出してもらえませんでした(笑)。ところが、ここは交通の便が悪いにも拘わらず1年目に約9万人が来場しました。今は案内板も設置されました。

「ふるさと館」の名称に込めた思い

「大森 海苔の資料館」とか「博物館」といった名称にせず、「海苔のふるさと館」にしたのは理由があります。一つは日本の海苔漁業が大森から始まったという意味で海苔の「ふるさと」。もう一つは、今住んでいる人、これから住む人にとって、この地が「ふるさと」になるようにとの願いを込めたのです。「謙虚な気持ちと学ぶ心を大切に」。それが大森の人情だと平林さんが生前に語っていました。

海苔つけ体験、海苔の簀(す)づくり、海辺の生き物探

索など、工夫を凝らしたイベントも開催しています。毎回、どのイベントも人気で、定員がすぐに埋まるほどです。親子連れが年々増えているのもありがたいことです。

日本の海苔づくりは大森から始まっていると言われ、「本場」の海苔と謳えるのは全国で大森だけでした。

その歴史と技術を後世に伝えていくのが、「大森 海苔のふるさと館」の大きな役割の一つです。最近では外国人の来館も増えています。今後は地域や国内だけでなく、世界に海苔の文化を発信できるように微力ながら、私も理事長として務めを果たしていきたいと考えています。

大森を愛する地域の「顔」として役割を果たしていきたい

私の先祖は鎌倉北条の流れで、戦に負けてこのあたりに来たと伝えられています。住まいは貴船神社の近くで、息子と娘は結婚

して現在は妻と二人で暮らしています。

地元で貴船神社の総代、厳正寺の水止舞保存会の会長、地元自治会長など、さまざまな地域の「顔」としての役割を務めさせていただいています。

そしてこのたびは、「海苔のふるさと会」の理事長という新たな地域の「顔」を与えられました。

どの「顔」もそれぞれに重い責任があります。また、すべてはこの大森という地域の歴史や文化につながります。

大森を愛する一人として、事業に取り組んでいきたいと思えます。



大森法人会とは、当会が会員として地域に貢献すると同時に連携して、共に街を盛り上げていきたいと考えています。

(インタビュアー)
宮内 雅春 中西 亮
福田 スミ 袖田 由紀子
はたさぶろう 安野 貞治郎
(文)

須貝 明司

2月2日大森 海苔のふるさと館にて

■プロフィール■

鳴嶋 享郎 (なるしま たかお) 昭和14年4月20日生まれ

- 昭和31年 大森東貴船自治会入会
- 昭和32~33年 自治会の会計に就任
- 昭和34~35年 自治会の会長に就任
- 昭和36~38年 大田区自治会連合会 副会長に就任
- 昭和39年 大田区自治会連合会 会長に就任
- その他 貴船神社 総代 厳正寺 総代
- 平成20年 1月 特定非営利活動法人 海苔のふるさと会を設立、副理事長に就任
- 平成27年12月 認定特定非営利活動法人 海苔のふるさと会 理事長に就任
- 大森 海苔のふるさと館 〒143-0005 東京都大田区平和の森公園2-2
電話 03(5471)0333

TAX information

大森法人会会員の皆様へ

大森税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い

～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)では、確定申告に関する各種の情報を入手することができる「確定申告特集ページ」が開設されており、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に、給与所得者の皆様へのお知らせ「あなたの確定申告をサポートします」が掲載されています。これは、確定申告をする給与所得者の方に、申告書作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等を御案内するものです。

つきましては、国税庁ホームページから「あなたの確定申告をサポートします」のデータをダウンロードいただき、御社の社員の皆様へ回覧、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法で情報提供していただくよう御協力をお願いいたします。

《「あなたの確定申告をサポートします」データの入手方法》

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集」のボタンをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のファイルをダウンロード
(7種類のファイルの中からお選びください)

平成28年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
1. 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
 2. 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
1. インターネット申込み(原則、インターネット申込みとなります。)
 - (1) 受付期間▶平成28年4月1日(金)9時～平成28年4月13日(水)[受信有効]
 - (2) 受験案内(インターネット申込用)交付期間
▶平成28年2月1日(月)～平成28年4月13日(水)
 - (3) 受験案内(インターネット申込用)交付場所
▶東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
 2. インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
 - (1) 受付期間▶平成28年4月1日(金)～平成28年4月4日(月)
[平成28年4月4日(月)までの通信日付印有効]
 - (2) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間
▶平成28年2月1日(月)～平成28年4月4日(月)
 - (3) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付場所
▶東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
- ◇ 試験日
- 第1次試験▶平成28年5月29日(日)
 - 第2次試験▶平成28年7月12日(火)～平成28年7月20日(水)のうち指定された日時
(注)詳細については、お気軽に大森税務署総務課(Tel 03-3755-2111 内線206)までお尋ねください。

平成27年以降に父母などから財産の贈与を受けた方へ

●平成27年以降に父母などから財産の贈与を受けた場合(暦年課税)の注意点

暦年課税の場合において、平成27年1月1日以降に、直系尊属(父母や祖父母など)から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算します。

◎贈与税の速算表(特例税率)

| 基礎控除後の課税価格 | 特例税率 | 控除額 |
|--------------------|------|-------|
| ～ 200万円以下 | 10% | — |
| 200万円超～ 300万円以下 | 15% | 10万円 |
| 300万円超～ 400万円以下 | | |
| 400万円超～ 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 600万円超～1,000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1,000万円超～1,500万円以下 | 40% | 190万円 |
| 1,500万円超～3,000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 3,000万円超～4,500万円以下 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円超～ | 55% | 640万円 |

【参考】一般税率

| 一般 | 控除額 |
|-----|-------|
| 10% | — |
| 15% | 10万円 |
| 20% | 25万円 |
| 30% | 65万円 |
| 40% | 125万円 |
| 45% | 175万円 |
| 50% | 250万円 |
| 55% | 400万円 |

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。

(贈与を受けた財産の価額 - 基礎控除額) × 税率 - 控除額 = 税額

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

- ① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(課税価格)が300万円を超えるとき
- ② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(課税価格)が300万円を超えるとき

(注)「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年以降、全て相続時精算課税が適用されますので、ご注意ください。

●申告書の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「贈与税の申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書が作成できますので、是非ご利用ください。

※ 「贈与税の申告書作成コーナー」は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp>)からアクセスし、画面の案内に従って「贈与税の申告書作成コーナー」を選択してください。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —

税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は?

A 減価償却の対象とならない非減価償却資産は次のうちどちらでしょうか?

- ① 商標権
- ② 借地権

B 保険金で購入した事業用の車両について、消費税の税額計算において課税仕入れになるでしょうか?

- ① なる
- ② ならない

C 会社が他の外国法人から日本国内にある建物を借りる場合、その賃借料を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要がありますでしょうか?

- ① 必要である
- ② 必要でない

D 印紙税の課税対象となる文書は次のうちどちらでしょうか?

- ① 注文書
- ② 注文請書

※答えは15ページに

平成28年度 税制改正大綱

法人税率20%台への引き下げ、

消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

法人税関係

■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

■外形標準課税の拡大

大法人(資本金1億円超の法

人)の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すことになります。

■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになりましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

- 平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度
65%↓65%
- 平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度
65%↓60%
- 平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度
50%↓55%
- 平成30年4月以後開始する事業年度
50%↓50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制

は、平成29年3月31日に取得された資産まで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

所得税関係

■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合に、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除

が適用されます。

■住宅の三世代同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世代同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計をににする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額(上限8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指

導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

消費税関係

■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品(食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。)
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

■適格請求書(インボイス)の保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するため

には、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なることに合算した対価の額を記載する必要があります。

その他

■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジットカードが、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジット

トカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなればならないこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

■固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容らいてのお問合せは...

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡郎

TEL 03-5360-5050

FAX 03-5360-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

第4回 税に関する絵はがきコンクール

このコンクールは、全国法人会総連合会女性部会が租税教室の一環として全国に推進している活動です。今回入新井第一小学校・入新井第二小学校・入新井第四小学校・池上小学校・池上第二小学校・徳持小学校・大森第四小学校の五年生、六年生を対象に作品を募ったところ175点の応募がありました。

厳正な審査の結果、「会長賞」「大森税務署長賞」「税制委員長賞」「女性部会長賞」の4点と「入選」6点を選定致しました。

大森税務署長賞



入新井第二小学校6年
小林 里歩さん

大森法人会会長賞



池上第二小学校6年
石川 碧衣さん

税制委員長賞



入新井第四小学校6年
顧 楓義さん

女性部会長賞



池上第二小学校6年
武田 亜衣さん



入新井第二小学校6年
盛 萌々子さん



池上第二小学校6年
渡辺 ひさぎさん

入選



入新井第二小学校6年
佐藤 寿珠さん



入新井第二小学校6年
細見 奈央さん



池上第二小学校6年
大内 ナナコさん



入新井第二小学校6年
柴田 舞さん

中学生の「税についての作文」紹介

大森納税貯蓄組合主催、大森税務六団体共催による平成27年度中学生の「税についての作文」の表彰式が12月9日(水)大田文化の森ホールで実施されました。管内10中学校から、中学生の視点から見た「税の大切さ」「税の使われ方」「税の未来」についての作品1,792編の応募をいただき、その中から優秀作品が選ばれ表彰が行われました。

ここでは、公益社団法人大森法人会会長賞に選ばれた、大田区立大森第八中学校3学年砂川陽香さんの作品「私たちの生活と税金の関わり」をご紹介します。



▲齊藤会長から表彰を受ける砂川陽香さん

公益社団法人 大森法人会会長賞

「私たちの生活と税金の関わり」

大田区立大森第八中学校 3学年 砂川 陽香

1872年に福澤諭吉が発表した「学問のすすめ」の中に“税金とは国民と国との約束である”と述べられている。つまり、税金とは私達国民と私たちが住んでいるこの日本を結ぶ一つの架け橋という事である。

私は初め、税金とは国の為には払うお金だと思っていた。だが、税金のほとんどは国民の公共の施設で使われている。そして、その施設で働く人たちにも支払われている。この人達の事を公務員という。私達に勉強を教えてください先生方も私達の安全な生活を守ってくださる警察官も全て公務員なのである。と言う事は私達の生活で公務員とは必要不可欠なのだ。そして、この公務員を雇う為に必要な税金も私達にとったら必要不可欠なお金という事になる。

私達の住んでる日本での15歳とは、色々とは変化する歳である。まず、一つめは義務教育期間の終了である。そう、つまり私達中三生にとったらもうすぐ15年間の義務が終わる事になる。そして、もう一つ大切なのが医療費助成である。15歳までの小中学生には④医療証というものが渡される。健康保険の対象となる医療費などの自己負担分が助成される。つまり、お金を払わず医療機関が使い、自分の体を守る事ができる。これも未来の日本を担う私達の為に税金で保障されている制度なのだ。

私は、この作文を書くまで税金とは一番身近なもので消費税しか知らなかった。そして税金にも興味をもった事もなかったし、ただ一つ税金に対して思った事は、「何故、5%から8%にしたのだろう。」という事だけだった。でも、この作文を機に色々な事を調べるようになった。調べれば調べる程、分からなくなったり難しい言葉などが含まれていたりして大変だった。そして、大人は稼げば稼ぐ分だけ国に払う税金が多くなる為、とても大変なんだな、とったりもした。

だが、大人が税金を払ってくれるおかげで私達は学校に行けて教科書を使って勉強ができ、ケガや病気になれば医療機関が使い、私生活でも図書館に行ってお金の本が読める。私は、そのあたり前な日常に普段何も思わず生きていた。多分ほとんどの人々がそうなのではないかと思う。

でも、そんな日常をあたりまえだと思いたくはない。戦後70年たった今、平和という事があたりまえではないという事と同じように、税金で暮らせる今日という日もあたりまえと思わないように、一日一日を大切にしながら安全に過ごしたいと思う。

そして、将来は日本の何かの役に立ちたいと思う。それから、私が納税する立場になった時、今、大人達が私達に未来を託しているように私も子供に胸をはって未来を託せるように、そんな日本にしたいと思うし、何より今を大切にしようと思う。

火の見

「顔色で分かる不正の隠し場所」、「留守番を解明したら社長なり」。税務職員の世界に古くから伝わる「いろはかるた」だ。新年にちなんで一般のビジネスマンにも応用できる「格言」を紹介したい。▼「骨折りは後で得」。インターネットなど利便性が向上する一方で地味な作業は敬遠されがちな今だから重要な心構えだ。「何ごととも知ったかぶりよりもまず質問」。立場に関係なく当てはまる話だ▼

「論より証拠、記録出せ」。イメージや思い込みよりあくまで客観性が大事。「理にかなう話の裏に不正あり」。スムーズな話ほど落とし穴があるから気をつけたい▼「握った資料はすぐ解明」。有効な情報を掴んだら迅速に次のステップに進みたい。「そのときに詰めておかぬと逃げられる」。裏をとる心は焦れどおとなしく。勝負どころの見極めは大事だが、拙速にも注意して攻めたい▼「乱暴な相手はとくに親切に」襟正せ相手は親と同世代。相手のタイプを分析するだけでなく、相手の立場にも気を配ることを忘れずに。

▲'16.14 納税通信

給食は軽減税率の対象

学校で出される給食や老人ホームでの食事提供は軽減税率の対象に含まれるとの方針を財務省が示した。「生活を営む場所」での食事として税率を8%に据え置く。一方、外食を「客が指定した場所での飲食サービス」と新たに定義付け、カラオケ店での飲食、ルームサービス、社員食堂などを外食として扱うこととした。

あなたが東芝の監査法人に

東芝は粉飾決算問題をめぐり契約を解除した新日本監査法人に代わって、2017年3月期の担当監査法人を、PWCあらたに監査法人に指定したことを発表した。あらたはトーマツ、あずさ、新日本と並ぶ四大監査法人の一つ。東芝の他には、トヨタ自動車やソニーなどの監査を担当している。

▲'16.21 納税通信

▲'16.21 納税通信

八面鏡

国際協力団体のオックスファムによると、世界で最も裕福な62人が保有する資産は、貧しい方から数えて半数・36億人が所有する総資産に匹敵するという。過去5年で裕福な62人の資産は44%増加したが、貧しい半数の総資産は41%も減少したそうだ。人類史においても、これほどまでの富の偏在は類を見ないのではないのか★貧富の差の拡大は国内でも進んでいる。一例を挙げれば、日本国内で標準的な世帯の可処分所得の半分以下で暮らす世帯の割合(相対的貧困率)は過去30年間、ほぼ右肩上がりです昇し続けてきた★先日、国会の代表質問で野党から所得税・相続税の累進課税を強化すべきとの提案がなされた。再分配機能の強化は喫緊の課題といえよう。貧困は再生産・固定化される。あらゆる手を打ち是正に努めるべきだ。(Z)

▲'16.21 税のしるべ

新年賀詞交歓会

1月21日(木) 大森東急REIホテル
参加者217名

今年も一年宜しく願い致します！

大森東急REIホテルにて新年賀詞交歓会を開催致しました。齊藤会長よりご挨拶をいただき、平賀組織委員長より仲間づくりキャンペーンの協力のお願がありました。本年度も引き続き、会員数2,000社を目標にし会員増強に力を入れております。是非皆様のご協力をお願いします。

今年も多くの会員の皆様にご参加いただき、会場内では名刺交換や意見交換が活発に行なわれました。そしてさらに青年部会による豪華景品が当たる福引大会を実施。会員の皆様より多くの景品のご提供もありさらに豪華に！高級加湿器、フルーツの盛り合わせ、ディズニーペアチケットなど当たった方々には大変喜んでいただきました。楽しい時間はあっという間に過ぎ、閉会となりました。今年も一年皆様にとって良い年になりますよう祈念しております。

＜青年部会部会長 中川 浩夫＞



▲会場は沢山の人で大賑わい!!



▲齊藤会長の挨拶



▲北井署長のご挨拶



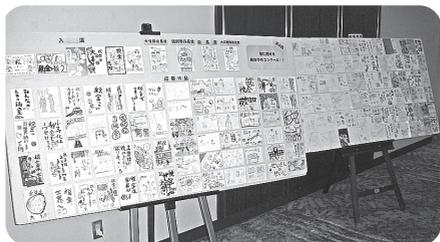
▲松原区長のご挨拶



▲平賀組織委員長



◀あちこちで名刺交換が行われ大変盛り上がりました



◀ロビーには女性部会主催の小学生「絵はがきコンクール」の作品を展示



▲かわちゆみごさん(左)の歌にのせて華穂若寿(はなまりわかじゆ)さんが舞踊を披露

「首都東京の安全。安心を守る」警視庁と 明治の雰囲気を感じ「法務省赤れんが棟(旧本館)」訪問!

税制委員会では、毎年「納められた税金」で運営している、公的施設の見学を実施しております。今年度は、「警視庁本部」と「法務史料展示室」を訪問。

「警視庁本部」では、警視庁の概要等の説明と警視庁創設以来の資料を閲覧。その後、通信指令センターでは、110番の受理状況をリアルタイムで見学することができました。また、「法務省赤れんが棟(旧本館)」では、司法の近代化と建築の近代化に関する法務史料展示室を見学しました。

施設見学終了後は、霞が関別荘「桂」にて懇親会を実施。懇親会では、各委員より本日訪問した施設の重要性を改めて実感し、今後も「税金の使いみち」について今以上に法人会がPRしていく必要性の話題が上がっていました。

＜税制委員長 矢野口 智一＞



▲明治の時代にタイムスリップしたような雰囲気の法務省旧本館



▲皆さんの安全・安心を守る拠点。警視庁本部を背景に記念写真

公開講座

租税教室

12月15日(火) 池上第二小学校

税金の大切さ、使い道をわかりやすく説明!!

私たち青年部会では、管内の小学校を対象に租税教育の一環として租税教室を実施しております。役員が先生となり、子供たちと一緒にパネルを使用し「税金の種類」や「税金の使い道」などを説明してきました。クイズ形式で出題すると、しっかり答えが返ってきて感心。明るい子供たちに、こちらが元気をもらいました。

今回も協力いただきました池上第二小学校の皆様ありがとうございました。

今後も子供たちが少しでも税について関心を持ってもらえるよう工夫し、より良い内容にしていきたく思っております。



▲当日上手く出来るように役員で練習会



▲細かなポイントを確認!



▲本番は子供たちにも手伝ってもらいました



▲1億円のレプリカにみんな大盛り上がり

＜青年部会副部会長 上原 雅彦＞

“あなたの知らない京都を再発見！” 「京都の紅葉訪問と厄除開運」の旅を実施

第4支部では、一年前より企画した京都一泊施設見学会を実施。まずは、見学の先の「テーマ選定」から考え、「なかなか個人では訪問せず、法人会ならではの企画」をモットーに、京都の街の「鬼門」にスポットを当てて、企画いたしました。みなさん、京都の街は怨霊封じの巨大システム都市（四神相応）ということをご存知ですか？その謎を解くために、今回は、まず京都の街を一望できる將軍塚青龍殿にて京都の街づくりについてのレクチャーを受けた後に、表鬼門（赤山禅院）・裏鬼門（石清水八幡）を拝観。

また、金閣寺・銀閣寺が塔頭寺院の相国寺も特別拝観しました。

次の日は、紅葉の隠れスポット常寂光寺を訪問。住職より寺院の説明をいただき、ふだん一般公開をしていない「歌仙祠」を御開帳していただき、祠内の定家卿・家隆卿を拝観させていただきました。

また交流会では、京都への想いや蘊蓄を語っていただき大変盛り上がり、最後にみなさんから、「記憶に残る“京都再発見の旅”になったよ!」と言われ「ほっ」と胸をなでおろしました。

＜第4支部長 大窪 泰雄＞



▲長尾住職より常寂光寺の説明をいただく。



▲非公開の歌仙祠を御開帳！
皆さんの歓声が上がります！



▲京都の街を一望！新名所「將軍塚青龍殿」皆さん初めての事です！



◀交流会は、旅の思い出を語り大変盛り上がり、
皆さん少し飲みすぎました



▲裏鬼門、石清水八幡宮の歴史と信仰・文化財
について説明を受ける



講習会



講師の宮崎学氏

テーブルマナー講座

2015年11月10日、シエラトンホテル広島において、広島西南法人会女性部会主催の「テーブルマナー講座」がありました。

洋食を食べる際のテーブルマナーは、堅苦しいと思われがちですが、やはり身につけておきたい、世界共通のこのマナーは知識として最低のことは知りたい、と多くの人は思っていることでしょう。何となく知っていて自信の無いのがテーブルマナーかもしれません。

ナプキンの使い方、スープの飲み方、パンの食べ方、ワインの飲み方などの話を聞きました。また、レストランに予約を入れる時からマナーは始まっていること、エスコートの仕方、席の座り方、テーブルクロスに至るまで幅広いお話を聞くことができ、内容の深い講習会でした。

講師の先生も雰囲気づくりに気をつかわれての2時間余、運はれてくる美しい盛り付けの料理を 잠시眺め、マナー話に花が咲き、楽しい交流の一時でした。

(広報委員会 渡辺玲子)

公益社団法人 広島西南法人会

廿日市市桜尾二丁目二一六八

廿日市第二庁舎一階

TEL 〇八二九二〇一五二〇二

日本公庫(国民生活事業)は中小企業の皆さまのための政策金融機関です

あなたの“未来”を応援します!

国の教育ローン

ご融資額 **350万円以内**
(お子さま1人あたり)



ご入学前
のまとまった費用
の準備が可能!

固定金利
長期返済なので
安心!

約500万円
のご利用実績!

【ご相談・お問い合わせは】

教育ローンコールセンター
ハローコール



0570-008656

(または03-5321-8656)

受付時間

月～金曜日 / 9:00～21:00 土曜日 / 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)はご利用いただけません。

JFC 日本政策金融公庫

詳しくはWebで! **国の教育ローン** **検索**

3 MARCH

| | |
|--------|--|
| 1日(火) | 広報委員会 16:00～ 法人会館会議室 |
| 2日(水) | ★法人税確定申告書の見方・書き方講座③ 13:30～16:00 法人会館研修室 |
| 3日(木) | 第2・第3・第5支部合同施設見学会 東京ガス(株)根岸工場LNGスクエア |
| 4日(金) | |
| 5日(土) | |
| 6日(日) | 第3回法人会チャリティゴルフ大会 東千葉カントリークラブ |
| 7日(月) | |
| 8日(火) | |
| 9日(水) | ★法人税確定申告書の見方・書き方講座④ 13:30～16:00 法人会館 研修室 |
| 10日(木) | 源泉部会研修会 14:30～17:00 法人会館研修室 |
| 11日(金) | |
| 12日(土) | 法人会の温泉&スキーツアー |
| 13日(日) | |
| 14日(月) | ホワイトデー |
| 15日(火) | 確定申告終了 |
| 16日(水) | ★決算法人説明会 13:30～16:00 法人会館研修室 ★シャッキリ体操 18:30～ 法人会館研修室 |
| 17日(木) | ★決算法人説明会 13:30～16:00 法人会館研修室 ★法人税確定申告書の見方・書き方講座⑤ 13:30～16:00 法人会館研修室 |
| 18日(金) | 第1・第2・第3・第5支部合同研修会 18:00～ 大森東急REIホテル |
| 19日(土) | |
| 20日(日) | ✧春分の日 |
| 21日(月) | 振替休日 |
| 22日(火) | |
| 23日(水) | |
| 24日(木) | ★記帳教室 13:30～16:00 法人会館研修室 青年部会研修会 18:00～ 法人会館研修室 |
| 25日(金) | |
| 26日(土) | |
| 27日(日) | |
| 28日(月) | |
| 29日(火) | 正副会長会 18:00～ 法人会館研修室 |
| 30日(水) | |
| 31日(木) | 1月決算法人の確定申告納税 7月決算法人の中間申告と納税 社会保険料(2月分)納付期限 |

★印のイベントは一般の方も参加できます。
詳しくは事務局03(3751)4484までご連絡ください。

4 APRIL

| | |
|--------|------------------------------|
| 1日(金) | エイプリルフール |
| 2日(土) | |
| 3日(日) | 馬込文士村大桜まつり |
| 4日(月) | |
| 5日(火) | |
| 6日(水) | ★新設法人説明会 13:30～16:00 法人会館研修室 |
| 7日(木) | |
| 8日(金) | |
| 9日(土) | |
| 10日(日) | |
| 11日(月) | |
| 12日(火) | 第2支部合同役員会 18:00～ 法人会館研修室 |
| 13日(水) | |
| 14日(木) | ★決算法人説明会 13:30～16:00 法人会館研修室 |
| 15日(金) | |
| 16日(土) | |
| 17日(日) | |
| 18日(月) | |
| 19日(火) | |
| 20日(水) | |
| 21日(木) | |
| 22日(金) | |
| 23日(土) | |
| 24日(日) | |
| 25日(月) | |
| 26日(火) | |
| 27日(水) | |
| 28日(木) | |
| 29日(金) | ✧昭和の日 |
| 30日(土) | |
| 31日(日) | |

2月決算法人の確定申告納税
8月決算法人の中間申告と納税
社会保険料(3月分)納付期限
以上の事務は5月2日まで

開催要領は当会ホームページをご覧ください。

ASK-ANSWER

●本年、初場所ので琴奨菊が日本出身力士として10年ぶりに優勝を果たしました。14勝1敗という、東場所横綱昇進をねらえるりっぱな成績でした。思えば過去10年間外人力士ばかり、特にモンゴル出身の力士が中心に優勝し、毎場所はがよい思いで見えておりました。日本国技の相撲であるがゆえに日本人力士がもっと先頭に立つて、稽古に精進し活躍してもらえればもっともつと活躍しなくなり人気も落ちるのではないのでしょうか？

●小生最近、老人の極という小冊子内容で面白かった。又近頃バスなどの交通機関で後期高齢者の老人を数多く見掛るようになった。一方幼児を抱えたお母さんの姿も多々見掛る事もある。その幼児がジッと老人の顔を見詰めて何か言いたげな目つきをし、老人は幼児を包み込むような視線で見詰めている。老人は今の日本を築いた先輩、双方どんな想いの視線なのか。(広報副委員長 宮内雅春)

税金クイズの答え

A ②借地権のほか、土地、電話加入権等も非償価償却資産となります。

B ①保険金、補助金、損害賠償金などの消費税の課税対象とならない収入を源泉とした場合であっても、消費税の税額計算において課税仕入れになります。

C ①非居住者や外国人から、日本国内にある土地や建物等の不動産を借りる場合、その賃借料を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

D ②注文請書は注文書によつて契約の申し込みを受けた当事者が、その申し込みを承諾した事実を証明するものであり、契約の成立を証明する文書である契約書に該当することから課税文書となります。

| データ | 平成28年1月末現在 管内法人数7,005社 大森法人会員数1,824社 | 環境広場 | 環境・省エネ活動の一環で法人会事務局のガス・電気代の昨年との比較を掲載しております。 | 平成28年1月 | 平成27年1月 | 使用量差 | 昨年比 |
|-----|--|------|--|---------|---------|---------|-----|
| ガス代 | | | | 11,674 | 16,243 | - 4,569 | 72% |
| 電気代 | | | | 34,172 | 39,375 | - 5,203 | 87% |

シリーズ『一から学ぶリスクマネジメント講座 ～その10～』

<危機管理> 緊急対応時! 広報の観点からの留意点

● 中小企業においても危機管理は必要

日々、様々な事故や災害のニュースが飛び込んできますが、先日軽井沢でスキーツアーバスが転落し、大学生ら15人が死亡するという痛ましい事故が発生しました。バス会社の社長が会見で涙ながらの謝罪をする一方、杜撰な管理態勢や法令違反など多くの問題が明るみになりました。「うちみたいな規模の会社で、記者会見なんかないよ。危機管理なんて必要ない」というある経営者の言葉を聞いたことがあります。本当にそうでしょうか。

● 緊急対応時の留意点(広報の観点から)

昨年9月に大森法人会リスク対策セミナーで講演された第一勧業銀行元広報部長 八星篤氏の体験談(第一勧業銀行総会屋事件)をもとに、緊急対応時の留意点を以下に記載します。

- ①情報収集は「何でも上げてこい」の姿勢で。一見矛盾するように見えるものでも収集する。
- ②定型句には意味がある。「訴状が届いていないのでコメントできない」等の昔からの決まりきった広報のコメントには意味がある。独白色を出

すなど、不用意な言動を慎む。

- ③事実の隠蔽・虚偽報告は絶対に不可。内部告発はあるものと想定すること。
- ④記者会見においての留意点
 - ・不正、品質問題等の会見は、説明の場ではなく謝罪の場である。
 - ・コンサルタントは活用してもよいが、頼りすぎない。経営責任が取れるのは経営者だけ。
 - ・膨大なQ&A作成は時間の無駄。重要事項、全体の流れを簡略に。
 - ・完璧にやろうとしない。事実関係ははっきりしないことは「現在調査中」とする。知らないことは知らないと言う。誤りがあれば訂正する。
 - ・自分の感覚だけで発信しない。世代や性別によって受け取る側の印象が異なる場合が多いので注意する。自分の常識で回答してはいけない。
 - ・取引先の不祥事であっても「自分達も被害者である」といった発言・態度は厳に慎む。緊急時には是非参考にして頂きたいと思います。

【記事提供】株式会社ジェイアイエヌ リスクマネジメント担当 大森英直
【連絡先】〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル5F
Tel : 03-3585-0596 E-mail : ohmori@jin-ins.com

★大森法人会会員様に対して、事故予防、各種安全講習、BCP(事業継続計画)のご相談を無料で受付けております。
上記(株)ジェイアイエヌ 大森)まで、お気軽にご連絡下さい。

JIN

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にしている経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

○この制度は大同生命と簡結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定の「プリント」をご確認ください。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

企C-27-11-5(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

公益 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaiyko.or.jp